



# 異動の手続きをお忘れなく

3月・4月は、就職や転勤、入学など、1年で最も住所の異動が多い時期です。三春町から引越される皆さん、ほかの市町村から引越してきた皆さん、住所異動の届出を忘れずにしてください。  
また、住所の異動手続きと一緒にを行うものもありますので、ご注意ください。

## 住民異動届

▼住民課（役場窓口） ☎62・8126

FAX 62・5155

運転免許証などの届出をする方の本人確認ができるものと印鑑をご持参ください。

手続きに必要なものについての詳細は、お問い合わせください。

## ▼異動届手続き一覧

異動届の種類	どんなとき	いつ
転入届	他の市町村から引越してきたとき	転入した日から14日以内 転出証明書が必要です。
転出届	他の市町村へ引越すとき	転出する日まで (転出後14日以内を含む)
転居届	町内で住所が変わったとき	転居した日から14日以内

※マイナンバーカード、または住民基本台帳カードを持っている場合

お持ちのカードによる転出手続きを行うこととなります。窓口にて該当のカードを提示してください。転出届を役場窓口へ事前に郵送しておくことにより、直接転入地で手続きを行うこともできます。

## 印鑑登録

▼住民課

☎62・8126

FAX 62・5155

転出される方は、印鑑登録証を返納してください。転出の手続きをされると印鑑登録証明書の発行ができなくなります。

新しく印鑑登録をする時は、登録する印鑑をお持ちのうえ、なるべくご本人が手続きを行うようにしてください。代理人による登録は、その日のうちに登録し、証明書を発行することができます。なお、登録される方の本人確認は運転免許証やパスポート、個人番号カードなど顔写真付きの身分証明書でさせていただきます。

## マイナンバーカード・通知カード

### ▼住民課

☎62・8126

FAX 62・5155

転出される方は、転出手続き後、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちになって転入地で転入手続きを行ってください。引き続きご使用いただけます。

三春町でマイナンバーカードを取得される方は、本人確認ができる身分証明書2点、印鑑および通知カードをお持ちのうえ、役場窓口で申請してください。町民の皆さんの申請をお待ちしております。

町はカード作成を外部に委託しております。現在約1か月ほど、交付に時間をいただいております。

なお、三春町でマイナンバーカードの申請をし、交付を受ける前に転出をしてしまうと申請が無効になってしまいますのでご注意ください。



## 住民基本台帳カード

▼住民課

☎62・8126

FAX 62・5155

転出される方は、転出手続き後、住民基本台帳カードをお持ちになって、転入地で転入手続きを行ってください。有効期間内であれば引き続きご使用いただけます。

なお、住民基本台帳カードの更新・新規発行は行えません。更新・新規発行をお考えの方は、ぜひマイナンバーカードをご申請ください。

転入・転出の手続きは次のときにもできますのでご利用ください。

- 3月25日、4月1日の日曜窓口（午前8時30分～午後0時）
  - 毎週水曜日（祝祭日を除く）の延長窓口（午後7時まで）
- ※ 児童の異動の場合、事前に電話でご確認をお願いします。